

個人情報の共同利用について

当健康保険組合が実施している共同事業は次のとおりです。個人情報保護法に基づき公表します。

1. 高額医療給付に関する交付金交付事業

- (1) 共同事業の相手先 健康保険組合連合会（以下「健保連」という）
- (2) 個人データ利用の趣旨
健康保険法附則第 2 条に基づく事業で、当健保に高額な医療費が発生した際その費用の一部が健保連から交付されるもので、その交付申請のため。
- (3) 個人データ項目
レセプトの写しおよび患者氏名、性別、本人家族別、入院外来調剤別、診療年月、レセプト請求金額など
- (4) 個人情報取扱者の範囲
当健保：高額医療交付金交付担当者、常務理事
健保連：高額医療グループ職員
業務委託先：公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部および協力会社
- (5) 取扱者の利用目的
当健保：交付金交付事業の申請により、医療費の一部の交付を受けるため。
健保連：交付申請の審査・決定ならびに医療費の高額化傾向を訴えていく材料など
- (6) データ管理責任者
当健保：常務理事 健保連：組合サポート部 部長

2. 保健事業の推進

- (1) 共同事業の相手先 当健保に加入する事業所（以下「事業所」という。）
- (2) 個人データ利用の趣旨
被保険者の健康の維持・増進のためのがん検診等各種検診、保健指導、健康相談、保健事業などによる利用など
- (3) 個人データ項目
被保険者の健康保険証記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、属性情報（所属、社員番号等）、および各種検診データ、付帯する生活習慣等の調査結果、保健指導データなど
- (4) 個人情報取扱者の範囲
当健保：保健事業担当者、常務理事
事業所：総務労務管理担当者、健康管理担当者
- (5) 取扱者の利用目的
被保険者の健康状態の把握および事後措置を効果的に行うため。
当該保健事業を効果的に行うため
- (6) データ管理責任者
当組合：常務理事 事業所：総務労務課長

以上